

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：狭山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.1%
全職員	64.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.2%
本庁課長相当職	99.2%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	99.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.6%
31～35年	91.2%
26～30年	96.6%
21～25年	89.5%
16～20年	87.8%
11～15年	85.6%
6～10年	91.8%
1～5年	93.0%

【説明欄】

- ①扶養手当を受給している常勤職員のうち、84.7%が男性であり、女性職員に比べ、給与単価を引き上げていることから、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。
- ②相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、85.3%が女性であり、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。
- ③勤続年数別では、男性職員に比べ、女性職員の方が新卒での入職者が多く、初任給が低いため、勤続年数が短い程、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。